

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (3) 性犯罪への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<取組状況>

ア 性犯罪への厳正な対処

- 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・ 「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」によるきめ細かな性犯罪捜査の実施及び性犯罪捜査指導を推進している。また、平成 19 年度から、警察庁において、性犯罪捜査を指導する女性警察官を対象とした全国規模の専科教養「性犯罪捜査専科」を実施し、性犯罪捜査の実務能力の向上を図っている。
- 性犯罪の潜在化防止に向けた取組
 - ・ 都道府県警察に「性犯罪被害 110 番」及び性犯罪相談窓口を設置して、性犯罪の相談を受け付けるなど性犯罪の潜在化防止に向けた取組を推進している。
- 各種の性犯罪への対応
 - ・ 各種警察活動を通じた児童虐待事案の早期発見、被害児童を保護する観点からの関係法令に基づく厳正な取締りを実施している。

イ 被害者への配慮等

- 女性警察官等の配置
 - ・ 専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者の付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後の被害者支援を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入している。
- 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - ・ 警察では、被害者の事情聴取に当たり、被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするため、応接セットの備え付け、照明や内装の整備等の施設の改善を実施しているほか、被害者のプライバシー保護に配慮した被害者支援用車両を配備している。
 - ・ 証拠採取の際、性犯罪被害者に負担をかけずに証拠採取を行うために必要な用具をまとめた「性犯罪捜査証拠採取セット」及び実況見分の際、被害状況の再現により被害者が感じる精神的負担の軽減を図るための「ダミー人形」の整備充実を推進している。
- 関係機関との連携の推進
 - ・ 全都道府県警察において、性犯罪被害者等の緊急避妊等に要する経費を措置している。
 - ・ 事件発生時における迅速な診断・治療及び証拠採取や女性の医師による診断等を行うため、産婦人科医等との連携を推進している。

<評価>

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

ア 性犯罪への厳正な対処

- 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・ 性犯罪捜査員の実務能力の向上を図るため、性犯罪捜査指導係の専務化を推進する。
- 性犯罪の潜在化防止に向けた取組の推進
 - ・ 都道府県警察に設置している「性犯罪被害 110 番」及び性犯罪相談窓口の周知徹底を図るなど、性犯罪被害の申告を促進するための積極的な広報等を推進する。
- 各種の性犯罪への対応
 - ・ 引き続き、児童虐待事案の早期発見、関係法令に基づく厳正な取締りの実施等を推進する。

イ 被害者への配慮

- 女性警察官等の配置
 - ・ 被害者のニーズに応じた適切な支援活動を行うために指定された警察職員が従事する被害者支援要員制度を推進する。
- 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - ・ 女性警察官による事情聴取等を拡大するため、女性警察官の性犯罪捜査員への更なる指定促進をするなど、体制整備を図る。
 - ・ 警察施設外の相談スペースの借り上げを推進する。
 - ・ 内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者支援用車両の整備を推進する。
- 診断・治療等に関する支援
 - ・ 性犯罪被害者等の緊急避妊等に要する経費の措置を推進する。
- 関係機関との連携の推進
 - ・ 産婦人科医師会等を活用することにより、事件発生時における迅速な診断・治療及び証拠採取や女性の医師による診断等を行うための産婦人科医等との連携を継続して推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

<参考データ>

- 性犯罪被害者に対する緊急避妊等に関する経費 112,248 千円（平成 21 年度予算）
- 被害者支援用車両 521 台（全国、平成 20 年 12 月現在）（平成 17 年 12 月から約 40%増加）
- 児童虐待事件の検挙状況
 - 平成 20 年 307 件
 - 平成 19 年 300 件
 - 平成 18 年 297 件

<関連政策評価>

- 平成 20 年実績評価書（平成 20 年 7 月国家公安委員会・警察庁）